

児童虐待についてご存じですか？

以下のようなことは児童虐待に当たると法律で定められています。児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものです。児童の健全な心身の発達のためにも、このようなことがわかったときには、児童相談所に通告する義務が学校にはあります。あらかじめご了承ください。

<虐待について>

虐待とは、ひとことで言えば、家庭内の大人から子どもに対する不適切な力の行使です。ここでいう家庭内の大人には、親やその他の保護者だけでなく、保護者以外の同居人も含みます。祖父母や叔父、叔母、年齢の離れたきょうだいなどの親族、親族以外の同居人も、不適切な「力の行使」による加害者になることがあります。

<児童虐待の定義>

児童虐待とは、以下の4種類に分類されます。（児童虐待の防止等に関する法律 第二条）

虐待の種類	具体的な内容
身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

※裏面にこども家庭庁のホームページから、相談窓口について載せました。

この他にも、茨城県独自のもの、古河市のものなどたくさん窓口があります。子育てや虐待の件などで、悩んだら、迷ったら、学校へもぜひご相談ください。

